

就学援助制度のお知らせ（令和7年度）

横浜市教育委員会

横浜市では、お子さんを横浜市立小・中・義務教育学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して学用品費、修学旅行費、給食費などを援助し、お子さんの就学を奨励する制度を設けています。

援助を希望される方は、次の説明をお読みのうえ、申請書をお子さんの通われる学校に提出してください。

1 援助の対象となる方

該 当 理 由	
① 生活保護を受けている方	（修学旅行実施学年 又は 教育扶助未受給者のみ）
② 令和6年4月以降生活保護を受けられなくなった方	（世帯変更による廃止を除きます。）
③ 児童扶養手当を受けている方	（児童手当、特別児童扶養手当とは異なります。 また、支給開始が年度途中の場合、認定期間が変わります。）
④ その他経済的にお困りの方	（所得基準以下の方。所得審査を行います。） 詳細は2ページをご確認ください。

2 援助の費目と支給予定額（年額）

※下記の金額は目安となります。実際の支給金額とは異なる場合があります。

費 目		入 学 準備費 * 1	学用品 費 等 * 2	宿泊を伴う 校外活動費 * 3	修学旅行費	クラブ活動費 * 4	卒業アル バム代等	学校給食費 * 5	学校病 医療費 * 6	日本スポーツ振興 センター保護者負担金
小 学 校	1 年	64,300円 ※小学校入学前に受給 していない場合のみ	16,680円 (1期5,560円)	補助対象 実費 (3,690円 限度)	補助対象実費 ※6年間通じて 1回のみ	補助対象実費 (2,760円限度)	—	現物給付	実費 ※申請 により、 各学校で 治療券を 発行	原則として当初 申請期間に申請 し、認定された 方については、 掛金免除
	2～5年	—	18,950円 (1期6,316円)				11,000円			
	6 年	81,000円 (購入券支給分 を含む)				—				
	教育扶助受給者	—	—			—	—			
中 学 校	1 年	81,000円 ※中学校6年次に受給 していない場合のみ	30,200円 (1期10,064円)	補助対象 実費 (6,210円 限度)	補助対象実費 ※3年間通じて 1回のみ (国外の場合、 60,910円限度)	30,150円 (1期10,048円)	—	現物給付		
	2 年	—	32,470円 (1期10,820円)			20,100円 (1期6,700円)				
	3 年					10,050円 (1期3,348円)				
	教育扶助受給者	—	—			—	—	8,800円		

- * 1 「入学準備費」は、4月に遡って認定された小学校1年と中学校1年の児童生徒のみが支給対象となります。
小学校入学前に小学校の「入学準備費」を受給した方、及び小学校6年で中学校の「入学準備費」を受給した方は、入学準備費は支給されません。小学校の入学準備費申請が認定になった方で、入学準備費以外の費目を必要とされる場合には、今回の就学援助を改めて申請してください。ただし、認定とならない場合もあります。
- * 2 「学用品費等」には、宿泊を伴わない校外活動費、通学用品費（入学準備費受給者を除く）、PTA会費、生徒会費が含まれています。学年途中に市外から転入するなど、受給資格が1年に満たない場合は、減額支給となります。
- * 3 「宿泊を伴う校外活動費」は、交通費・見学のうち保護者が実際に負担した額を限度額内で支給します。
- * 4 小学校の「クラブ活動費」は、学校で徴収する材料費等が支給対象となります。
- * 5 「学校給食費」は、給食の休止期間（夏休み、給食室改修等による）は対象となりません。
小・中学校の「学校給食費」は、就学援助認定後、無償提供となります。詳細は「8 小学校給食費について」および「9 中学校給食費について」をご覧ください。
- * 6 「学校病医療費」でいう学校病（トラコーマ、結膜炎、白せん、疥せん、濃疱疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、むし歯、寄生虫病）の治療には、各学校で発行する治療券が必要です。事前に学校へご相談ください。
- ※ 就学援助費を口座振込で受け取る場合で、振込先の口座番号等を誤って学校に届けられた場合、正しい口座に振り込みなおす時の組戻・訂正・再振込等の手数料を負担していただくことがありますので、ご注意ください。
- ※ 学校納入金等に未納がある時は、援助費を充当する（未納分に充てる）ことがあります。

3 申請方法

就学援助を希望される方は、「11 申請書の記入例及び記入上の注意」を参照しながら「令和7年度就学援助申請書」に必要なことがらを記入し、必要な場合は添付書類を添えて、提出してください。

申請書がお手元にない場合は、学校へお問い合わせください。

提 出 先	お子さんの通っている学校 担当：各校の学校事務職員	
受付期間	当初申請	4月 詳細は学校からのお知らせをご確認ください
	追加申請	7月から翌年2月末まで

* お子さんが2人以上いる方は、お子さん1人につき1枚の申請書を提出してください。

* 継続して援助を希望される場合でも、毎年度申請が必要になります。

4 「④その他経済的にお困りの方」の所得基準

令和6年分の世帯全体の所得が次の所得基準額以下の方。ただし、世帯の状況等の要件により所得からの控除があります。（世帯については、5ページ「11 申請書の記入例及び記入上の注意」*3を参照してください。）

世帯員数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
所得基準額	250万円	303万円	344万円	396万円	442万円	500万円	548万円	598万円	628万円

- 所得とは、課税（非課税）証明書の「総所得金額」のことです。
給与所得者の方は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄、事業所得者の方は確定申告書の「所得金額等の合計」欄の金額をさします。
- 世帯全体の所得が基準内かどうか迷われる場合は、まずはご申請ください。
- 所得の控除について**
以下の要件に該当する方・世帯は、所得から控除した金額で審査します。

要件	控除額
A 給与所得、公的年金等所得のいずれか又は両方がある方	一人につき所得額から最大10万円 （所得が10万円未満の場合はその金額）
B ひとり親世帯又は父母以外の方がお子さんを養育する世帯	世帯の所得額から35万円
C 所得者が複数いる世帯	主たる所得者以外の所得者一人につき最大35万円 （所得が35万円未満の場合はその金額）
D 個別支援学級又は特別支援学校に在籍する児童生徒がいる世帯	対象者一人につき35万円
E 障害者（障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）等をお持ちの方）がいる世帯	対象者一人につき35万円（Dの該当者を除く）
F 医療費控除を受けた世帯	世帯の所得額から医療費控除額分

【例】父（給与所得：300万円）、母（給与所得：170万円）、祖母（所得：0円）、兄（個別支援学級在籍）、本人の5人世帯で、医療費控除額が12万円の世帯の場合、総所得は470万円であり、所得基準額の396万円を超えています。

↓

控除額は、要件A（父）：10万円＋要件A（母）：10万円＋要件C：35万円＋要件D：35万円＋要件F：12万円の合計102万円となります。この金額を世帯の総所得から控除することにより、（470万円－102万円＝）368万円がこの世帯の所得基準額となるため、就学援助の対象となります。

- 源泉徴収票による所得金額の確認

令和6年分 給与所得の源泉徴収票				
支払いを受ける者	住所又は居所 横浜市〇〇区〇〇一丁目2番3号	氏名	収入が給与のみの場合は、この金額から最大10万円を控除したもので審査します。 ※勤務先が複数ある場合や年末調整を受けていない場合などは、この金額でなく市町村で決定された所得金額で確認します。	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額		
給与	内 3,372,235 円	2,280,400 円	所得控除の額の合計金額 1,140,298 円	源泉徴収税額 53,000 円

- 令和7年分の所得による審査

家計急変等により令和7年の所得で就学援助の審査を希望される方は、令和8年1月から2月末までに令和7年分の源泉徴収票又は確定申告書控を添付して申請することができます。認定となった場合には、年度当初から世帯に変更がなければ令和7年4月に遡って就学援助費を支給します。

5 所得等の確認の同意

次の【条件】のうちいずれかに該当する方で、教育委員会が行う所得等の確認に同意していただける方は、証明書の添付が不要です。

書類添付不要の【条件】	- 令和7年1月1日現在、横浜市中で住民登録をしていて、住民票と同じ表記の氏名で税の申告をしている、または、住民票の情報から横浜市で保有する税情報を取得できる - 横浜市中で児童扶養手当を受給している（又は受給見込み）
-------------	---

左のいずれにも該当しない方は、「6-2 添付書類」をお読みください。

「所得等の確認」とは？

前年度時点で18歳以上（2006年4月1日までに出生）の世帯員について、それぞれご本人の同意に基づき児童扶養手当受給状況や、課税証明書の内容を教育委員会が確認します。ただし、【条件】に該当しない方については確認ができないため、同意は不要です。

《同意する場合の申請書の記入方法》

世帯員の方は、氏名欄の右側にある同意欄に押印又は署名をしてください。
なお、申請者（保護者）の方は、同意の有無によらず押印してください。

6 提出書類

6-1 提出書類について

申請理由（1ページ参照）	提出書類
① 生活保護を受けている方	申請書のみで申請できます。
② 令和6年4月以降生活保護を受けられなくなった方	申請書のみで申請できます。
③ 児童扶養手当を受けている方	原則として申請書のみで申請できます。 6-2をお読みいただき、必要な場合は書類を添付してください。 （※当該児童生徒の児童扶養手当受給者を申請者として申請してください。）
④ その他経済的に困りの方	原則として申請書のみで申請できます。 6-2をお読みいただき、必要な場合は書類を添付してください。

- 所得等の確認に同意いただいた方でも、税情報から所得が確認できなかった場合は、後日書類の提出をお願いします。
- 申請の理由④で申請する方のうち、**今年に入って離婚や死別等で世帯の構成が変わった方**は、ご事情を伺うことや別途書類の提出をお願いすることがあります。また、支給時期が遅くなることがあります。
- 申請の理由④で申請する方のうち、令和7年の所得により申請を希望する場合は、同意による所得等の確認はできませんので、「6-2 添付書類について」をお読みのうえ、書類を添付して申請してください。

6-2 添付書類について

次の条件の方は書類の添付が必要になります。

◆申請理由③児童扶養手当を受けている方

該当者	必要な書類
所得等の確認に同意しない方 または 当該児童生徒の児童扶養手当受給者が申請者ではない場合	・児童扶養手当証書のコピー（有効期限内のもの、原本不可）

◆申請理由④その他経済的に困りの方

該当者	必要な書類（原本またはコピーを添付してください）
所得等の確認に同意しない方 または 5の【条件】に該当しない方	当初申請（4月） 次のいずれかの書類 - 令和6年分源泉徴収票（年末調整されているもの） - 令和6年分確定申告書控1、2表（e-Taxの場合は申告内容確認票）（税務署等に受理されたものの控） 追加申請（7月以降） 上記又は、次のいずれかの書類（書類は6月以降に発行されます。） - 令和7年度市民税・県民税・森林環境税課税（非課税）証明書（省略のないもの） - 令和7年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書 - 令和7年度市民税・県民税・森林環境税税額決定納税通知書
令和7年分所得証明書を提出される方	令和7年分の源泉徴収票（年末調整されているもの）または税務署等に受理された確定申告書控1、2表（e-Taxの場合は申告内容確認票）

（注）源泉徴収票は他に所得のある場合や、対象年に就職や退職をされた場合は使用できません。

（注）家族の扶養に入っていない前年度時点で18歳以上（2006年4月1日までに出生）のすべての方について証明が必要です。

（注）添付された書類について内容の確認や資料の追加提出をお願いする場合があります。

7 結果のお知らせと支給予定時期

審査結果（認定・否認定等）は学校を通じてお知らせします。当初申請された方へのお知らせは、7月下旬を予定しています。審査の結果、不足書類がある方及び認定とならなかった方へもその旨お知らせいたします。

就学援助費は学校を通じて支給しますので、**支給期日など詳しくは学校からお知らせします。**

支給費目	入学準備費	学用品費等	宿泊を伴う校外活動費	修学旅行費	クラブ活動費		卒業アルバム代等	学校給食費
					小学校	中学校		
第1期（4～7月分） 7月下旬頃支給	○（一括） （小1・中1のみ）	○	行事実施後に支給 （実施の数か月後）		—	○	—	全額充当
第2期（8～11月分） 11月下旬頃支給	○ （小6のみ）	○			—	○	—	
第3期（12～3月分） 3月中旬頃支給	—	○ （端数調整あり）			○ （年額）	○ （端数調整あり）	○ （小6・中3のみ）	

*各費目の支給予定時期は、表のとおりです。ただし、若干前後することがあります。

*書類の提出時期により、2期以降にまとめて支給することがあります。

*小学校6年生対象の中学校入学準備費の購入券（標準服等を購入する際に使用）は令和8年1月頃に配布予定です。

*中学校の「学校給食費」についての詳細は、「9 中学校給食費について」をご覧ください。

8 小学校給食費について

8-1 就学援助申請中の小学校給食費

- ◆昨年度末（令和6年度末）まで就学援助の対象となっていた方
審査結果が届くまでお支払い不要です。
お支払い不要の方であっても、学校へ申し出るにより、給食費をお支払いいただくこともできます。
- ◆今年度（令和7年度）初めて申請する方 及び 昨年度末（令和6年度末）時点で就学援助の対象となっていない方
審査結果が届くまでお支払いしていただきます。
認定された場合は、お支払い済みの小学校給食費をお返しします。
- ◆新1年生
令和6年度に小学校に兄弟が在籍し、令和6年度末まで就学援助の対象となっていた場合、審査結果が届くまで、お支払い不要です。

8-2 審査後の小学校給食費

【認定された方】 お支払い不要
お支払い済みの小学校給食費をお返しの時期（学用品費の支給時期と小学校給食費をお返しの時期は異なります。

審査結果のお知らせ送付	お支払いのお知らせ送付	お返しの金額	振込予定月
7月下旬	9月中旬	お支払い済額	9月下旬
9月中旬～10月中旬	12月中旬	お支払い済額	12月下旬
11月中旬～3月中旬	4月中旬	お支払い済額	5月上旬

【認定されなかった方】 下段の表のとおり、まとめてお支払いいただきます。（金額は予定）

審査結果のお知らせ送付	お支払いのお知らせ送付	お支払い金額(内訳)	口座振替日
7月下旬	8月中旬	18,400円（5月期～8月期）	8月29日
9月中旬まで	10月中旬	27,600円（5月期～10月期）	10月29日
10月中旬まで	11月中旬	32,200円（5月期～11月期）	12月1日

【10月時点で審査結果が出ていない方】 下段の表のとおり、まとめてお支払いいただきます。

-	11月中旬	32,200円（5月期～11月期）	12月1日
---	-------	-------------------	-------

9 中学校給食費について

9-1 中学校給食費

Webやスマートフォンから「中学校給食注文システム」により、給食の注文を行っていただきます。就学援助に認定された方は、認定後に注文していただいた給食が無償となります。
（既に中学校給食の注文アカウントをお持ちの方は登録されているメールアドレスにご案内が届きます。新たに中学校給食を利用される方は、認定後に学校を通じて無償利用についてのご案内をお送りします。）

9-2 就学援助申請中の中学校給食費

- ◆昨年度末（令和6年度末）まで就学援助の対象となっていた方
令和7年7月31日まで中学校給食の無償利用ができます。審査の結果、認定された場合は、引き続き無償でご利用いただけます。否認の場合は、夏季休業（夏休み）明けの給食注文から給食費のお支払いをお願いします。
なお、就学援助の申請が当初申請に間に合わなかった方は、夏季休業明けの給食注文から有償でのご利用となります。
- ◆今年度（令和7年度）初めて申請する方 及び 昨年度末（令和6年度末）時点で就学援助の対象となっていない方
令和7年度就学援助に認定されてから、無償利用の対象となります。
（無償利用対象となってから、ご自身による注文システムへの登録を経て、自動で定期注文が開始されます。）
審査の結果、否認の場合は有償でのご利用となります。

9-3 申請後書類等不備により認定保留になった場合

- ◆昨年度末（令和6年度末）まで就学援助の対象となっていた方
令和7年度の就学援助の結果が確定するまでの間は、無償でご利用いただけます。審査の結果、認定の場合は、引き続き無償となります。否認の場合は、審査結果の通知日以降のご利用は有償となります。
- ◆今年度（令和7年度）初めて申請する方 及び 昨年度申請したが認定とらなかった方
保留の間は有償ですが、就学援助認定の保留が解消され、認定となった場合は、無償利用の対象となります。
（無償利用対象となってから、ご自身による注文システムへの登録を経て、自動で定期注文が開始されます。）

10 その他・留意事項

- * お子さんが安心して学校生活をおくれるように、申請内容や結果の通知については、プライバシーに十分配慮してお取り扱いいたします。
- * 就学援助申請後に、申請書の内容に変更があった場合（出生・結婚・離婚など世帯状況に変更があった場合等）は、速やかに学校へお申し出ください。
- * 事実でない理由による申請など、虚偽・不正の内容であることが明らかになった場合、又は支給された就学援助費を本来の趣旨以外の目的に使用されたことが明らかとなった場合は、認定を取り消した上、就学援助費を返還していただくことがあります。

11 申請書の記入例及び記入上の注意

- * 1 申請書上部が受領を希望する保護者の方の申請欄になります。申請欄は、学校長への事務の委任、及び教育委員会による所得等の確認への同意を含みますので、よく読んで記入してください。
- * 2 右上に対象となるお子さんの氏名を記入してください。対象となる児童生徒1人につき申請書が1枚必要です。
- * 3 就学援助制度をお申込みの際には児童生徒及び申請者の他に、世帯状況の記載が必要です。
- 世帯状況欄にご記載いただく世帯員の方**

 - 同居している方（住民票の世帯が別である場合も含む）
 - 単身赴任などで同居していないが同一生計の方（親権者の方は別生計でも原則含む）
 - 遠隔地扶養している親族（課税証明書等で扶養関係の確認ができる場合のみ）

生活保護に準ずる制度のため
同一居住の方や同一生計の方は、**同一世帯**として審査します。
- * 4 受領方法については、第17号様式の1（受領申出書）の該当する項目に☑をしてください。口座振込をご希望の方は、その下の口座振込依頼書により振込口座を届け出てください。申請者名と口座名義人は同一にしてください。

(記入例)

⑦ 学校提出年月日を記入してください。

⑧ 申請者の方は、必ず記名（フルネーム）・押印してください。

⑨ 児童生徒から見た続柄を記入してください。例・父、母、兄、姉、弟、妹、祖母、祖父など

⑩ 入学準備費を他都市で受給済、又は申請中の小学校1年生・中学校1年生が①児童生徒の場合には☑をしてください。

横浜市教育委員会教育長		学校名			
私は、次の理由により就学援助を申請します。 なお、援助費の請求・受領・戻入・充当・復委任に関することは校長に委任します。 また、教育委員会による私の所得等の確認について同意します。(※)		港町 小 学校			
令和 7 年 4 月 10 日		1 年 1 組			
申請者氏名欄に必ず押印して下さい。		フリガナ ヨコハマ ジロウ			
フリガナ ヨコハマ タロウ		氏名 横浜 二郎			
氏名 横浜 太郎		児童生徒との続柄 父			
現住所 横浜市 中 区 本町6丁目50番地の10		生年月日			
電話番号 〇〇〇(×××) △△△△		☐平成 2012年 12月 12日			
障害等級・障害年金受給状況等 ⑤ 障害年金受給		☑西暦 個別級在籍障害等級 ⑥ 個別級			
昭和 55 年 10 月 2 日		職業 会社員			
※所得等の確認は、ご本人の同意に基づいて行います。申請者の方が確認に同意されない場合は、申請文にある「また、教育・・・同意します」の部分を二重線で削除してください。					
世帯状況: 上記「① 児童生徒」「② 申請者(保護者)」以外の世帯員全員(記入日現在)を記入してください。 (祖父母、同居人等の同一住所の方についても忘れずに記入してください。)					
世帯員氏名 (上記児童生徒・申請者以外)	児童生徒との続柄	所得等の確認について (18歳以上の方のみ)	生年月日	個別級在籍・障害等級 障害年金受給状況等	職業及び 在籍学校名
③ 横浜 花子	⑦ 母	同意する場合は本人の印または署名 (フルネーム) ⑧ 横浜 花子	☐大正 ☑昭和 ☐平成 ☐令和 ☐西暦 58. 6 . 10	⑤	パートタイマー
④ 横浜 一郎	兄	同意する場合は本人の印または署名 (フルネーム) ⑧	☐大正 ☐昭和 ☐平成 ☐令和 ☑西暦 2010. 4 . 20	B2	港町中学校 3年
⑤ 関内 一男	祖父	同意する場合は本人の印または署名 (フルネーム) ⑧ 関内	☐大正 ☑昭和 ☐平成 ☐令和 ☐西暦 26. 11 . 16	障3級	なし
⑥		同意する場合は本人の印または署名 (フルネーム) ⑧	☐大正 ☐昭和 ☐平成 ☐令和 ☐西暦 . . .		
⑦		同意する場合は本人の印または署名 (フルネーム) ⑧	☐大正 ☐昭和 ☐平成 ☐令和 ☐西暦 . . .		
⑧		同意する場合は本人の印または署名 (フルネーム) ⑧	☐大正 ☐昭和 ☐平成 ☐令和 ☐西暦 . . .		
上記世帯員のうち、申請者と異なる住所の方がいる場合、その方の氏名及び住所をお書きください。				添付書類がある場合は☑をしてください 例 所得を証明する書類 など	
⑩ 小学校1年生・中学校1年生で下記に該当する方のみ☑をしてください。					
⑪ 他都市において、受給・申請を含む入学準備費に関する手続きを、申請日現在、申請児童生徒本人について行っている ※兄弟姉妹の受給・申請ではありません。					
⑫ 全員ご記入・ご回答ください (該当する項目に☑をしてください)					
【該当理由】					
☐ ①現在、生活保護を受けている 【理由1】					
☐ ②令和6年4月以降、生活保護が停止または廃止になった 【理由2】					
☐ ③児童扶養手当を受給または申請中である 【理由3】 ⑬					
※児童手当・特別児童扶養手当のことではありません					
☑ ④その他経済的に困っている 【理由4】 → 下記の該当する項目に☑をしてください					
☐ ひとり親家庭だが児童扶養手当を受給できない ⇨ (☐基準を超える所得がある ☐遺族年金受給 ☐同居者がいる)					
その他: ☐ 離職 / ☐ 死別 / ☐ 離婚 (年 月) ←日付を記入してください					
☑ 高額な医療費がかかる ☐ 扶養家族が多く、経済的に困難である ☐ 職業が不安定なため経済的に困難					
☐ 収入が減少した・少ないため ☐ 病気や家庭の事情で思うように働けない ☐ その他 ()					
学校 教委 記入欄	学校で記入してください。(保護者の方は記入しないでください)				
⑭ この申請書にご記入の内容については、就学援助事務にのみ使用させていただき、プライバシーには十分配慮して取扱います。 ⑮ この申請書は機械で読み取って処理を行います。読み取れない場合、支給が遅くなることがありますので丁寧に記入してください。					

⑬ 申請理由について、該当する項目1〜4のいずれかひとつに☑を入れてください。【申請理由4】についてはさらに当てはまる項目をお答えください。

12 よくある質問

Q1 きょうだいがありますが、申請はそれぞれに必要？

A1 必要です。申請書は1人につき1枚必要になりますので、それぞれ申請をお願いします。

Q2 申請書には誰を記入するの？

A2 同一居住の方や同一生計の方は同一世帯として審査の対象になりますのでご記入ください。（生活保護に準ずる制度のため）

- 同居している方（住民票の世帯が別である場合も含む）
- 単身赴任などで同居していないが同一生計の方（親権者の方は別生計でも原則含む）
- 遠隔地扶養している親族（課税証明書等で扶養関係の確認ができる場合のみ）

Q3 いつの所得で審査するの？

A3 令和6年1月から12月までの世帯の合計所得で審査します。ただし、家計急変等により令和7年の所得で就学援助の審査を希望される方は、令和8年1月から2月末までに令和7年分の源泉徴収票又は確定申告書控を添付して申請することができます。

Q4 前年の総所得が基準額以下かどうか分からないが申請できるの？

A4 前年の総所得は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」や確定申告書第一表の所得金額の「合計欄」などに記載されている金額ですので参考にしてください。なお、世帯全体の所得が基準内かどうか迷われる場合は、まずはご申請ください。

Q5 最初の支給時期はいつ？

A5 年度当初の申請（学校により締切は異なります）に出していただいた場合、7月下旬に支給予定です。ただし、修学旅行や宿泊を伴う校外活動などの実費によるものは、行事实施の数か月後の支給になります。

Q6 就学援助を受けていることを他の家庭に知られませんか？

A6 就学援助制度については、他の家庭に知られないよう事務処理を行い、他の児童生徒に知られることのないよう十分配慮します。

13 お問い合わせ先

お子さんの通っている学校 担当 各学校の学校事務職員

または、横浜市教育委員会

申請方法等制度全般については	学校支援・地域連携課 就学係	TEL 671-3270
「小学校給食費」については	健康教育・食育課 給食係	TEL 671-3696
「中学校給食費」については	健康教育・食育課 給食係	TEL 671-4635
「学校病医療費」「日本スポーツ振興センター保護者負担金」については	健康教育・食育課 保健係	TEL 671-3275